

13 環境省(地域再生非予算)

プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1175	11752010	サーマルリサイクルに向けての木質バイオマスの具体的な有効利用について	バイオマスはH14年に「新エネルギー」として法的に認知されているが、縦割り行政が障害となり、「一般廃棄物」に指定されている 未利用間伐材(松食虫対策による林地残材含む) 剪定枝(公園・街路樹など) ダム・災害流木 パレット・木箱などがエネルギーとして活用されず単純焼却されている。又、森林整備の際に発生する未利用林地残材も併せて「新エネルギー」として優先有効利用を義務づけを要望するものである。 * 松食虫はサーマル処理であれば確実に死滅する	「サーマルリサイクル」に利用することが明確であり、尚かつ 半径100km以内で発生する木くずに関しては「一廃」「産廃」に関わらず木質バイオマス(林地残材・製材工場残材・一般廃棄物に含まれる木くず)を優先利用することを義務づけることにより新エネルギーの原料を無駄なく集荷することができる。	福島県大信村に100%売電する「木質系バイオマス発電所」が始動する。今まではマテリアルリサイクルのみであったが、これはCo2削減効果の高いサーマルリサイクルであり、京都議定書・地球温暖化防止に大きく貢献するものである。サーマルリサイクルを推進するためにその原料となる木質バイオマスを無駄なく集荷することが重要である。今回の発電所はまさにバイオマスニッポン総合戦略に基づき実現しようとするものである。	福島県	日本樹木リサイクル協会、(株)ミツヤマグリーンプロジェクト	サーマルリサイクルのための木質バイオマス流通構想	福島県内に大規模な自給自足型ではない、100%売電の木質系発電所施設が稼働する。バイオマス = 新エネルギーとして法的に認知されたものの、既存の施策のままではせっかくの有効な資源が活用されない。 「一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、木くず = 新エネルギー-燃料」としての新たな認識のもと、次世代のエネルギーとしての貴重な資源を無駄なく有効利用するために環境価値の高い処分方法を選択するよう義務づけ(但し100km以内にサーマルリサイクル施設がある場合)ることを提案するものである。
1267	12672170	地方で策定する各種計画の事前協議制の廃止	地方公共団体が策定する各種計画は、国・県が策定する上位計画に則して策定することが個別法上義務付けられているので、必要以上の国等の関与を排除することを提案する。	国や県に対する事前協議や同意の手続きが廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、各基礎自治体での自主的・総合的な取組みが可能となる。	土地利用基本計画をはじめとする地方公共団体が策定する各種基本計画等については、国や県が策定する計画を上位計画として、その計画に即して策定されている。 また上位計画に即して策定することは、各事業等の個別法等に基づいて行われている。 しかしながら、個別法等に基づいて策定されている計画であるにもかかわらず、これらの基本計画等は、さらに国への事前協議(同意)を必要としており、必要以上の関与がなされている。 したがって、地方公共団体が策定する各種基本計画等については、これらの観点を踏まえ、必要以上の関与が排除されるよう、制度の見直しを行う必要がある。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。